

二 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。

三 証拠となると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

2 国税庁の当該職員は、間接国税に関する犯則事件の調査を終えたときは、その調査の結果を所轄国税局長又は所轄税務署長に通報しなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

(間接国税に関する犯則事件についての通告処分等)

第百五十七条 国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨を書面により通告しなければならない。この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、国税局長又は税務署長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

3 第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、国税局長又は税務署長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。

4 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める。

5 犯則者は、第一項の通告の旨（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）を履行した場合には、同一事件について公訴を提起されない。

6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

(間接国税に関する犯則事件についての通告処分の不履行)

第百五十八条 犯則者が前条第一項の通告(同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。

以下この条において「通告等」という。)を受けた場合において、当該通告等を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、国税局長又は税務署長は、檢察官に告発しなければならぬ。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等を行うことができないときも、前項と同様とする。

(檢察官への引継ぎ)

第百五十九条 間接国税に関する犯則事件は、第百五十六条第一項ただし書(間接国税に関する犯則事件についての報告等)の規定による国税局若しくは税務署の当該職員の告発、同条第二項ただし書の規定による国税庁の当該職員の告発又は第百五十七条第二項(間接国税に関する犯則事件についての通告処分等)若しくは前条の規定による国税局長若しくは税務署長の告発を待つて論ずる。

2 第百五十五条(間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発)の規定による告発又は前項

の告発は、書面をもつて行い、第百五十二条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第百四十四条第一項（領置物件等の処置）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5 第一項の告発は、取り消すことができない。

（犯則の心証を得ない場合の通知等）

第百六十条 国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合において、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又

は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。

(国税徴収法の一部改正)

第九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「無限責任社員等」を「合名会社等の社員等」に改める。

第三十三条の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「(合資会社)の下に「及び監査法人」を加える。

第九十七条中「。以下同じ」を削る。

第四百四十四条中「立会」を「立会い」に、「市町村長の補助機関である」を「地方公共団体の」に改める。

第五百五十九条の見出しを「(保全差押え)」に改め、同条第一項中「免かれ」を「免れ」に、「基き、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定による差押」を「基づき、国税通則法第十一章

(犯則事件の調査及び処分)の規定による差押え、記録命令付差押え」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第四項中「その差押」を「その差押え」に改め、同条第五項中「差押を、」を「差押えを、」に改め、同項第一号及び第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第七項中「差押」を「差押え」に改め、同条第八項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第九項中「差し押えるべき」を「差し押さえるべき」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第十項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第十一項中「その差押」を「その差押え」に、「責に」を「責めに」に改める。

(国税犯則取締法の廃止)

第十条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)は、廃止する。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十一条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「いう」の下に「。第十条の三において同じ」を加え、「第十条の二、」を削る。

第十条の二中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、「必要な情報」の下に「（以下この条、次条第一項及び第十条の三の三において「必要犯則情報」という。）」を加え、「当該情報」を「当該必要犯則情報」に、「に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置をする」を「（以下この条及び次条第一項において「提供対象者」という。）に対して出頭を求め、提供対象者に対して質問し、提供対象者が所持し、若しくは置き去った物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出し、若しくは置き去った物件を領置する」に改める。

第十条の三の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条第一項中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に、「同条に規定する情報」を「必要犯則情報」に、「搜索又は差押え」を「提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、第八条の二の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

第十条の三第二項中「急速」を「急速」に、「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は」を「身体、物件若しくは場所、」に、「物件の」を「物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の」に改め、同条第三項中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第四項中「臨検すべき」を「相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名（法人（人格のない社団等を含む。第十三条第五項において同じ。）については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は」を「身体、物件若しくは場所、」に、「物件並びに」を「物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに」に、「官職及び氏名」を「官職氏名」に、「年月日並びに」を「年月日及び」に、「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改め、同項後段を削り、同条第五項



中「収税官吏」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に、「又は差押え」を「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十条の二の質問、検査又は領置をすることができるときで、かつ、前条第一項の書面がある場合において、必要があると認めるときは、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて相手国等の犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託）

第十条の三の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八条の二の規定により必要犯則情報の提供を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第十条の四の見出しを「（国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用）」に改め、同条中「又は前条」を「第十条の三」に、「若しくは差押え」を「差押え若しくは記録命令付差押え、第十条の三の二の差押え又は前条の鑑定の嘱託」に、「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法第十一章第一節」に改める。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「免かれ」を「免れ」に、「基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」の規定による差押」を「基づき、国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の

規定による差押え、記録命令付差押え」に改める。

第十三条第五項中「（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「第十四条の六」を「第八十四条の七」に、「第八十六条の五」を「第八十六条の六」に改める。

第二条第二項第九号中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同項第十号中「第二条第十二号の六の二」を「第二条第十二号の五の三」に改め、同項第十号の二中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に、「第二条第十二号の六の三」を「第二条第十二号の六の二」に改め、同項第十七号の二中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

第九条の八中「居住者又は恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の第十四第五項第一号」を「第三十七条の第十四第一項」に、「営業所（同号）」を「営業所（同項）」に、「開設した同号に規定する非課税口座に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日

までの間に」を「第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が」に改め、「当該非課税管理勘定に係る」を削り、「所得税法」を「（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）の所得税法」に、「のうち次」を「で次」に改め、同条各号を次のように改める。

一 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の次に掲げる配当等で、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

イ 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

ハ 第八条の四第一項第三号に掲げる特定投資法人の投資口の配当等

二 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の次に掲げる配当等で、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二十年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

イ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

ロ 前号ロに掲げる収益の分配

第九条の九第一項中「のうち前条各号」を「で前条第一号イからハまで」に改める。

第十条第一項中「の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に

○・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。」に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五）を乗じて

計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 増減試験研究費割合が百分の五を超える場合 百分の九に、当該増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

二 増減試験研究費割合が百分の五以下である場合 百分の九から、百分の五から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

第十条第十項中「から第四項まで」を「第三項、第六項又は第七項」に、「及び」を「並びに」に、「第十条」を「第十条第一項、第三項、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四項に規定する」を「第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする」に、「同項」を「これらの規定」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「から第四項ま

で」を「第三項、第六項及び第七項」に、「修正申告書又は更正請求書に、」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に」、「は、当該」を「の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前項」を「前項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「又は」を「若しくは」に、「費用で」を「費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるもののために要する費用で、」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 増減試験研究費割合 増減試験研究費の額（第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする年（次号及び第十一項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。

第十条第六項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「第四項の規定の適用を受けようとする年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事

業を承継した日の属する年を除く。）を除く。以下この項及び第九項において「、」「という。」及び「。次号において同じ。」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 調整前事業所得税額 事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額をいう。

五 中小事業者 中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

六 試験研究費割合 第一項、第三項又は前項の規定の適用を受けようとする年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

第十条第六項第七号を次のように改める。

七 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者（第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者をいう。以下この号において同じ。）に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権

（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令



で定めるものをいう。

第十条第六項第八号中「売上金額（」の下に「所得税法第二条第一項第十六号に規定する」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「個人が、」を「個人の」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に、「各年（」を「各年分（第四項（第二号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用を受ける年分及び」に、「年を除く。」において、次の各号に掲げる場合に該当する」を「年分を除く。」において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その超える部分の金額に超過税額控除割合（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「超過税額控除限度額」という。）に、「各号に定める金額が」を「超過税額控除限度額が」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「当該年分」を「その年分」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 前項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十年及び平成三十一年の各年分（平成三十年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年分（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年分を除く。）を除く。）において、増減試験研究費割合が百分の五を超える場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前項中「の百分の十二に相当する」とあるのは、「に特例割合（百分の十二に、増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）をいう。）を乗じて計算した」とする。

二 前項後段中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十五」とする。

5 第一項の青色申告書を提出する個人又は第三項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十年及び平成三十一年の各年分（前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける年分を除く。）において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「の百分の二十五に相当する」とあるのは「の百分の二十五に相当する金額

に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該二を乗じて計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

第十条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の青色申告書を提出する個人の平成三十年及び平成三十一年の各年分における同項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

第十条の二第二項中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十五号」に、「電気事業の用」を「発電事業者に該当する個人のうち、同項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者若しくは同項第十三号に規定する特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又は大規模な発電を行うものとして財務省令で定めるものが発電の用」に改め、同条第三項中「前条第六項第四号」を「前条第八項第五号」に、「同条第六項第二号」を「同条第八項第四号」に改め、同条第九項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額

を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に、「は、当該」を「の計算の基礎となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改める。

第十条の三第一項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第五項」を削り、「以下この条において「供用年」を「第三項及び第九項において「供用年」に、「第五項」を「第三項」に改め、同項第一号中「器具及び備品」及び「事務処理の能率化、」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「及び第三項」を削り、「（以下この項」の下に「及び第五項」を加え、「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改め、「及び第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項又は」を削り、「控除される金額」の下に「又は第十条の五の二第三項及び第十条の五の三第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額」を加え、「当該金額」を